

国保からの お知らせ



皆野町けんこう大使
み～な

ご注意ください！二重加入

保険証が2つある場合

国保の保険証のほかに、別の健康保険組合の保険証など手元に保険証が2つある場合、保険の二重加入です。

社会保険に加入した場合、国保を脱退する手続きをしないと、国保税も課税されたままになりますのですみやかに手続きをしてください。

手続きに必要なもの

- 保険証(国保)
- 保険証(社会保険)
- マイナンバーカードなど個人番号が分かるもの

世帯の中に国保のかたと社会保険のかたの両方がいる場合

社会保険の被扶養者になれる場合があります。右記に心当たりがあるかたは、扶養認定できるかどうか社会保険の健康保険組合または勤務先に確認しましょう。

被扶養者の目安

国保の加入者の給与や年金、失業保険などを含めた年収が130万円未満(※)で、社会保険の加入者の年収の半分未満であること。

※60歳以上または一定の障がいがあるかたは180万円

社会保険の被扶養者になった場合には国保を脱退する手続きをお忘れなく！

問合せ 町民生活課(②番窓口) ☎62-1232

救急医療情報キットの配付

70歳以上の高齢者のみの世帯に対して、救急医療情報キットを配付しています。

救急医療情報キットは、かかりつけ医療機関や持病などを記入した救急医療情報シートを専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、救急時に救急隊員などがその情報を活用し、迅速な救命活動などが行えるよう備えるものです。

希望者は、下記窓口または地区の民生委員へお声がけください。



問合せ 福祉課(④番窓口) ☎62-1233

固定資産税の届出・申告

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税される税金です。次に該当する場合は令和6年1月31日(水)までに必ず届出や申告をしてください。

- 土地の利用状況を変更したとき
農地から宅地、山林から雑種地などへ変更したとき。
- 家屋を新築・増改築したとき
家屋とは住宅・店舗・物置・車庫などで、主に屋根と三方を囲う壁があり土地に定着したものをいいます。
- 家屋を取り壊したとき
- 納税義務者に変更があったとき
所有者が亡くなり相続登記が済んでいない場合や、未登記家屋の所有者が変更になった場合。
- 償却資産の申告
事業を営んでいるかたは、事業のために使用する償却資産(構築物や機械・器具・備品など)を申告する義務があります。

問合せ 税務課(⑦番窓口) ☎62-1461